

(13) 農水産物等検量料

平成7年8月12日実施
(社)日本貨物検数協会
TEL 531-2106

1. 検量料金 (1トンにつき)

港湾福利分担金 1トンにつき 40 銭及び
労働安定基金 1トンにつき 35 銭を含む

- (1) 撒穀飼類
 - (イ) トラックスケールによる場合……………150.85 円
 - (ロ) ホッパースケールによる場合…………… 67.75 円
 - 但し吸揚機 1 基当りの時間当り公称能力 (計量能力)
 - 400 トン以上の大型サイロについては……………60.55 円
 - とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (2) 撒揚袋詰穀飼類……………174.35 円
- とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (3) 元地袋入穀類……………227.65 円
- 飼料原料用穀類 (とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等)
- 油脂原料用穀類 (大豆、綿実、ゴマ等)
- 食品用穀類 (大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等)
- (4) 元地袋入ふすま、魚粉等……………341.65 円

ペ レ ッ ト 類
ミ ー ル 類 (Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal,
(但し汚染貨物)を除く Cobmeal, Fish meal, Fish scrap 等)
糟 糖 類 (Bran, Pollard 等)
澱 粉 類 (Tapioca Starch, Potato Starch 等)
乳 脂 類 (Milk 類等)

(注) 汚染貨物 (血粉、骨粉等)、については冷凍品・冷蔵品の料金を適用します。
1 トンにつき……………379.85 円

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき)

昼 間	3,035 円
半 夜	4,721 円

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

(2) 検量証明書発行手数料

- (イ) 検量証明書 3通まで……………無 料
4通目から1枚につき……………312 円
- (ロ) 検量明細書 1枚につき……………312 円

(3) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(イ) 出張料金

- 往復に要する日数 毎1日1口につき……………19,500 円
ただし、出発及び帰省の日はそれぞれ…………… 9,800 円
隣接及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき…………… 9,800 円

(ロ) 宿泊料（日当を含む）1日につき……………17,000 円

- (ハ) 交通費
- | | | |
|--------------|-----------------------|---|
| { | 乗車賃 | 片道100キロメートル未満…………… 普通料金 |
| | | 片道100キロメートル以上…………… グリーン料金又は1等料金
特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。 |
| | 乗船賃…………… グリーン料金又は1等料金 | |
| 舟車賃…………… 実 費 | | |

(4) 能率不良貨物でトン数により難しい場合は実費を申し受けます。

1人1日当り（実働7時間）…………… 50,000 円以上とします。

ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は1件につき25,000 円を申し受けます。

(5) 半夜作業割増、日曜日、祝祭日作業割増料金を適用し難しい場合は下記によるものとする。

記

- (イ) 時間外割増料金
16時30分より21時30分まで 1時間につき ……………2,390円
- (ロ) 休日割増料金
8時30分より21時30分まで 4時間未満毎に……………9,570円

4. 料金の適用法

- (1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (2) 基本料金に記載のない貨物については、基本料金表に、記載の貨物と荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者と協議の上決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
- (3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。